

**令和7年度実施  
高等専門学校機関別認証評価  
評価報告書**

**徳山工業高等専門学校**

令和8年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

## 目 次

I	認証評価結果	1
II	基準ごとの評価	2
	領域1 教育の内部質保証システム	2
	領域2 教育組織及び教員・教育支援者等	4
	領域3 学習環境及び学生支援等	6
	領域4 財務基盤及び管理運営	8
	領域5 準学士課程の教育活動の状況	10
	領域6 専攻科課程の教育活動の状況	14

## I 認証評価結果

徳山工業高等専門学校は、高等専門学校設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学改革支援・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準に適合している。

### 【判断の理由】

高等専門学校評価基準を構成する37の基準のうち、基準4-2、基準5-6、基準6-6及び基準6-10を除くすべての基準を満たしている。

基準4-2、基準5-6、基準6-6及び基準6-10については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目である基準1-1、基準1-2及び基準1-3をすべて満たしており、訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、教育研究活動等の運営に重大な懸念が認められず、教育研究活動等の質を確保している状況にある。

#### <改善を要する点>

- 高圧ガス管理規程が整備されていない。(基準4-2)
- 一部の学修単位科目において、授業時間外の学修についての評価が適切に行われていない。(基準5-6)
- 一部の授業科目において、中間試験、期末試験と追試験の間で同一の問題が出題されている。(基準5-6)
- 一部の授業科目において、課題に対し履修者の全員に同一の評価がなされており、適切な評価が行われていない。(基準5-6)
- 一部の授業科目において、成績評価の資料(模範解答)が適切に保管されていない。(基準6-6)
- 学力検査による選抜において、専門科目の学力試験を口頭試問で行っているが、受験者の解答が記録・保存されていないため、学生の受入れが適切に実施されていることが確認できない。(基準6-10)

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

- テクノ・リフレッシュ教育センターが中心となり、産学連携研究会、特別セミナー・技術セミナー、技術相談対応のための産学連携コーディネーターの配置、会員企業との共同研究助成など、産学官連携による地域産業の発展をめざし、精力的に取り組んでいる。(基準4-2)

## Ⅱ 基準ごとの評価

<p>領域 1 教育の内部質保証システム</p> <p><b>基準</b></p> <p>1-1 【重点評価項目】 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること。</p> <p>1-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針*を踏まえて明確に規定されていること。</p> <p>*卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）（以下、「DP」という。） 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）（以下、「CP」という。） 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下、「AP」という。）</p> <p>1-3 【重点評価項目】 自己点検・評価や第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けていること。</p>
--

### 基準 1-1

【評価結果】 基準 1-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

当校では、教育活動を中心とした総合的な状況について、毎年度、自己点検・評価を実施するための方針として内部質保証に関する規則が定められているとともに、その方針に基づいて内部質保証に関する実施要項が定められている。自己点検・評価の実施体制として、副校長（総務担当）を責任者とする自己評価委員会が設置されている。自己点検・評価の基準や項目、所掌委員会等は内部質保証に関する規則に規定されている。

また、第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための方針として内部質保証に関する規則及び内部質保証に関する実施要項が定められ、その実施体制として、副校長（総務担当）を責任者とする自己評価委員会が設置されている。

### 基準 1-2

【評価結果】 基準 1-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー。以下、「DP」という。）が学校の目的に基づき定められていること、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー。以下「CP」という。）が学校の目的及びDPと整合性をもって定められていること、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー。以下「AP」という。）が学校の目的に基づき定められていること、学習成果の達成がDPの求める卒業（修了）に必要な水準となっていることを内部質保証体制が確認する手順は、内部質保証に関する規則及び内部質保証に関する実施要項に定められている。

同様に、教育課程ごとの点検・評価において、領域5の基準5-1から基準5-11に基づく点検・評価

を行うこと及びその実施組織が、内部質保証に関する規則に定められている。

施設・設備、学生支援に関して行う自己点検・評価の基準・項目等が、内部質保証に関する規則において定められている。

自己点検・評価の実施に際して、教員、職員、在学生、卒業（修了）時の学生、卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生、保護者、中学校・地方公共団体・民間企業その他の関係者からの意見が反映されるものとなっている。なお、自己評価書提出時点では、教員・職員、保護者からの意見聴取並びにその自己点検・評価への反映が十分ではなかったが、令和7年11月までに教員・職員、保護者からの意見聴取が実施され、その結果が自己点検・評価へ反映されている。

内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案するための手順、承認された対応措置の計画を実施するための手順及びその進捗を確認するとともに必要な対処方法を決定する手順は、すべての場合について内部質保証に関する規則及び内部質保証に関する実施要項に定められている。

自己点検・評価の結果は、当校ウェブサイトで公表されている。

### 基準 1－3

【評価結果】基準 1－3 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

前回の機関別認証評価において改善を要する点として指摘された事項については、対応が行われているが、自己評価書提出時点では成績評価資料のピアレビュー結果に基づいて改善策を検討したことが確認できず、前回の機関別認証評価で改善を要する点として指摘された「一部の授業科目において、学習成果の評価に不適切な点がみられる、一部の授業科目において、成績評価資料が適切に保管されていない」について改善されていない授業科目が認められたが、令和7年11月までに、成績評価資料のレビュー結果に基づいて改善策を検討する体制が整っていることを確認した。

自己点検・評価や第三者評価の結果に基づいて改善に向けた取組が行われている。

## 領域2 教育組織及び教員・教育支援者等

## 基準

- 2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備されていること。
- 2-3 教育活動を展開する上で必要な教員が適切に配置されていること。
- 2-4 組織的に、教員の質を確保し、その維持、向上を図っていること。
- 2-5 教育活動を支援又は補助する者が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

## 基準2-1

【評価結果】基準2-1を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

準学士課程には、機械電気工学科、情報電子工学科、土木建築工学科が設置されている。学科の構成は、学校の目的及びDPと整合性を有している。

専攻科課程には、機械制御工学専攻、情報電子工学専攻、環境建設工学専攻が設置されている。専攻の構成は、学校の目的及びDPと整合性を有している。

## 基準2-2

【評価結果】基準2-2を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

教務に関する事項を審議する組織として教務委員会、学生支援に関する事項を審議する組織として学生委員会、入学試験に関する事項を審議する組織として入学試験委員会、専攻科に関する事項を審議する組織として専攻科委員会が設置され、教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されている。

教育研究活動を全校的に審議し又は実施する組織として、運営会議、教務委員会及び研究推進室が設置されており、運営会議規程には、構成、審議事項、当該組織の運営及びその他の必要な事項が定められている。

## 基準2-3

【評価結果】基準2-3を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

当校では専任教員制度が採用されており、準学士課程では、高等専門学校設置基準（以下「設置基準」という。）で必要とされる一般科目担当及び専門科目担当の教員数が確保されている。

当該課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されていることについては、大学改革支援・学位授与機構による特例適用専攻科認定の際に確認されている。

教員の配置に当たっては、教育研究水準の維持・向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢あるいは性別に著しく偏ることのないように配慮されている。

**基準 2-4**

【評価結果】基準 2-4 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

教員（専任教員以外の教員を除く。）の採用・昇任に関する基準が、法令に従い教員選考規則、教員選考基準、教員選考審査基準及び教員昇任選考基準に定められており、採用・昇任に当たっては、教員選考審査基準又は教員昇任選考基準に定められた判断方法により、教育経歴、実務経験、研究実績等が配慮されている。

教員（専任教員以外の教員を除く。）に対して、教員業績評価実施要項に基づき、校長による教育上の能力や活動実績に関する評価を毎年度行う体制が整備されている。

把握した評価結果を基に、給与における措置、表彰を行うことが、教員業績評価実施要項に定められている。また、評価結果を基に給与における措置及び表彰が実施されている。

学校として授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制として、総合企画室及びFD活動ワーキンググループが設置されており、毎年度、FDが実施されている。

令和6年度においては、新任教員ティーチングポートフォリオチャート作成支援研修会、FD講演会「半期の授業設計WS～目標・評価・フィードバック～」、オープンクラスウィーク（授業見学・授業公開）等が行われている。

**基準 2-5**

【評価結果】基準 2-5 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

教育支援者（事務職員、技術職員等）が法令に従い適切に配置されている。

図書館については、その機能を十分に発揮するために、司書資格を有する事務職員が配置されている。

教育支援者（事務職員、技術職員等）の資質の維持、向上を図るため、令和6年度においては、新任教職員研修会が行われているほか、他機関が実施したヤングケアラー支援の実態を学ぶ研修会、大学等輸出管理担当者向け講習会等に職員を参加させている。

領域3 学習環境及び学生支援等
-----------------

基準 3-1 教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること。 3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること。
---

## 基準3-1

【評価結果】基準3-1を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

当校は、設置基準を満たす校地・校舎面積が確保されている。設置基準に定められた必要な施設が校舎に備えられ、附属施設として、実験・実習工場が整備されている。また、厚生施設が設けられている。

これらの施設・設備については、危機管理要領に基づき安全衛生管理体制が整備されており、設備使用に関して、安全のしおりが策定されている。また、施設・設備のバリアフリー化の配慮が行われている。

なお、自己評価書提出時点では実習工場の設備使用に関する規程が制定されていなかったが、令和7年11月までに実習工場の使用については安全のしおりを遵守すること等を含む実習工場管理運営規則が制定されている。

加えて、現地視察時点では実習工場（クリエイションセンター）が雑然としており、安全通路が確保されていなかったが、令和7年11月までに整理整頓の上、安全通路の線引きが行われている。

設置基準に定められている図書館が備えられており、図書86,905冊（うち、外国書9,031）、学術雑誌857種（うち、外国書251種）、電子ジャーナル1種（うち、外国書1種）、視聴覚資料1,228点を所蔵するなど、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理され、教職員や学生に有効に活用されている。

## 基準3-2

【評価結果】基準3-2を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

学生の生活に係る指導、相談、助言等の体制として、学生相談室、保健室、相談員やカウンセラーの配置、ハラスメント等の相談体制、学生に対する相談の案内、ピアサポーターの取組等が高等専門学校設置基準、内部組織規則、ハラスメント防止に関する規則等に基づき整備され、学生に対して周知されている。

健康相談・保健指導が行われており、健康診断が毎年度、実施されている。

また、いじめ防止等基本計画を定めることにより、いじめの防止、早期発見及び対処等に関する体制が整備されている。

留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生の学習及び生活に対して、学生支援委員会による支援体制が整備されている。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に対応し、合理的な配慮を行う体制が整備されている。

就職や進学等については、キャリア教育・学習支援室による進路指導を含めたキャリア教育の体制が整備されており、キャリア教育に関する研修会・講習会の実施、進路指導ガイダンスの実施、進路指導室の設置、進路先（企業）訪問、進学・就職に関する説明会の実施、資格試験や検定試験のための補習授業や

学習相談の実施、資格取得による単位修得の認定、外国留学に関する手続きの支援及び単位認定、海外の教育機関等との交流協定の締結の取組が行われている。

学生寮が整備され、学寮運営委員会による管理・運営体制の下、生活の場として居室、食堂、補食室、共同浴場（シャワールーム）、洗濯室等が整備されているとともに、勉学の場として学習室が設置され、自習時間が設定されている。

また、学生及び寮生保護者との面談により、学生の意見等を把握し、学生寮の改善を図る体制が整備されている。

学生に対する経済面での援助として、奨学金の貸与等、入学料・授業料の減免等が実施されている。

領域4 財務基盤及び管理運営
----------------

<p>基準</p> <p>4-1 財務運営が学校の目的に照らして適切であること。</p> <p>4-2 管理運営体制が整備され、機能していること。</p> <p>4-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること。</p> <p>4-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、連携体制が確保されていること。</p> <p>4-5 学校の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること。</p>
---

## 基準4-1

【評価結果】基準4-1を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

学校を設置する法人である国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）の財務諸表が、高専機構のウェブサイトで公表されている。

会計監査については、高専機構において会計監査人による外部監査が実施されているほか、監事監査、国立高等専門学校間の相互会計内部監査及び内部監査が実施されている。

当校を設置する高専機構の過去5年間の財務状況は適切な状況であり、過大な支出超過となっていない。

## 基準4-2

【評価結果】基準4-2を満たしていない。

## 【評価結果の根拠・理由】

学校の管理運営体制に関して内部組織規則が整備されているとともに、運営会議が設置され、学校の管理運営体制として適切な規模と機能を有している。

また、校長、副校長、主事等の役割分担が明確となっている。

責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制が危機管理要領に基づき整備され、危機管理マニュアル、学校防災マニュアル等が整備されている。これらに基づき、定期的に防災（土砂災害）訓練、防災・防火訓練、情報セキュリティインシデント対応訓練、救命講習会を行うなど、危機に備えた活動が行われている。しかし、高圧ガス管理規程が整備されていない。

教員に対して研究の水準の維持向上及び活性化を図るため、学位取得に関する支援、教員表彰制度、校長裁量経費等の予算配分等の措置が講じられている。

研究を促進するため、キャンパスマスタープラン、施設マネジメント委員会規則、不動産の有効活用に関する要綱、テクノ・リフレッシュ教育センター規則、テクノ・リフレッシュ教育センター利用要領及びテクノ・リフレッシュ教育センター利用に関する申し合わせ等が整備され、研究施設・設備を有効に活用する工夫に努めている。

なお、教員及び研究に携わる職員に対して研究倫理に関する必要な研修等が行われており、令和6年度においては、研究倫理教育（APRIN）、公的研究費の不正使用防止に向けた啓発周知、コンプライアンスに関するセルフチェック及び公的研究費使用マニュアルの作成等が実施されている。

また、学生に対しては、「技術者倫理（知的財産、法令順守、持続可能性を含む）および技術史」の授業

が行われている。

これらの取組により、企業等との共同研究、受託研究等、持続的な研究成果が創出されている。

地域貢献活動・地域との連携による活動に係る計画が策定され、改善を図るための体制がテクノ・リフレッシュ教育センター規則に基づき整備されている。

また、外部の教育研究資源を活用するための取組として、技術相談、共同研究、講演会・セミナー及び研究会などの技術交流、公開講座及び人材育成などの生涯学習が行われている。

**【優れた点】**

- テクノ・リフレッシュ教育センターが中心となり、産学連携研究会、特別セミナー・技術セミナー、技術相談対応のための産学連携コーディネーターの配置、会員企業との共同研究助成など、産学官連携による地域産業の発展をめざし、精力的に取り組んでいる。(観点4-2-④)

**【改善を要する点】**

- 高圧ガス管理規程が整備されていない。(観点4-2-②)

**基準4-3**

**【評価結果】** 基準4-3を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

管理運営を円滑に行うための事務組織が事務分掌内規に基づき整備され、適切な規模と機能を有している。

令和6年度においては、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント、以下「SD」という。）として、高専機構が実施する、校長・事務部長会議、教務主事会議、学生主事会議、寮務主事会議及び全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修等に教員、職員を参加させている。

**基準4-4**

**【評価結果】** 基準4-4を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

教員と事務職員等の適切な役割分担の下、運営会議が設置され、必要な連携体制が整備されている。

**基準4-5**

**【評価結果】** 基準4-5を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む学校における教育研究活動等の状況についての情報が、当校ウェブサイトで公表されている。

## 領域5 準学士課程の教育活動の状況

## 基準

- 5-1 DPが具体的かつ明確であること。
- 5-2 CPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること。
- 5-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること。
- 5-4 DP及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること。
- 5-5 適切な履修指導、支援が行われていること。
- 5-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること。
- 5-7 学校の目的及びDPに基づき、公正な卒業判定が実施されていること。
- 5-8 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること。
- 5-9 APが具体的かつ明確であること。
- 5-10 学生の受入れが適切に実施されていること。
- 5-11 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること。

## 基準5-1

【評価結果】基準5-1を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

DPは、準学士課程全体及び各学科の目的と整合性を有しているとともに、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、養成しようとする人材像が含まれており、学校の目的を踏まえ、具体的かつ明確に定められている。

## 基準5-2

【評価結果】基準5-2を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

CPは、「どのような教育課程を編成するか」、「どのような教育内容・方法を実施するか」、「学習成果をどのように評価するか」が含まれており、明確かつ具体的に示されている。

また、CPはDPと整合性を有している。

## 基準5-3

【評価結果】基準5-3を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

CPを踏まえ、1年次から5年次までの各授業科目と対応付けたカリキュラム・マップ（科目系統図）が作成されており、適切な授業科目が体系的に配置されている。

また、一般教育の充実が配慮されている。

進級に関する規程として、教務規則が整備されている。

**基準5-4**

【評価結果】基準5-4を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

1年間の授業を行う期間は、定期試験の期間を含め35週が確保されている。  
特別活動が90単位時間以上実施されている。

**基準5-5**

【評価結果】基準5-5を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、インターンシップによる単位認定、資格取得に関する教育、他の高等教育機関との単位互換が行われている。

なお、他の高等教育機関との単位互換制度については、学則、及び外部修得単位及び資格取得等による学修に係る単位修得の認定に関する規則に定められ、法令に従い取り扱われている。

教育を実施する上でのガイダンスが、学科生、編入学生、留学生、障害のある学生に対して、実施されている。

学生の自主的学習を支援するため、担任制・指導教員制、オフィスアワー、資格試験・検定試験等の支援体制、外国への留学に関する支援体制が整備されている。学習支援に関して学生のニーズを把握するため、担任・指導教員による意見聴取、学生との懇談会、意見投書箱の設置が行われている。

学生が海外で学習する機会を提供する体制として国際交流室が設置され、提供された機会を利用し、令和6年度においては、40人の学生が海外で学習しており、有効に活用されている。また、学生が海外で学習することを支援するため、参加費の一部支給が実施されている。

**基準5-6**

【評価結果】基準5-6を満たしていない。

**【評価結果の根拠・理由】**

成績評価や単位認定に関する基準が、CPに基づき教務規則及びGPAの算出に関する内規に定められ、各授業科目の成績評価等を適切に行う体制は整備されている。

学修単位科目における授業時間外の学修の評価について、授業時間外の学修についての評価がシラバスに記載され、学修単位科目の授業時間外学修確認一覧により学校としてその評価を把握している。

しかし、一部の学修単位科目において、授業時間外の学修についての評価が適切に行われていない。

成績評価や単位認定に関する基準が、履修の手引及び当校ウェブサイトにより学生に周知されている。

また、追試験及び単位追認試験（当校では「再試験」と呼称）の成績評価方法として教務規則及び再試験に関する内規が制定されている。なお、自己評価書提出時点では追試験及び単位追認試験（当校では「再試験」と呼称）が規定されていたものの、定期試験後成績確定前に行われる試験（機構で定義する「再試験」）が規定されておらず、教員の裁量で実施されていたが、令和7年11月までに規定されている。

成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するため、学校として、成績評価の妥当性の事後チェック

(シラバスどおりに成績評価が行われていることの確認)、答案の返却、模範解答や採点基準の提示、複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック、試験問題のレベルが適切であることのチェックが行われている。なお、自己評価書提出時点では、成績評価資料のピアレビュー結果に基づいて改善策を検討していなかったが、令和7年11月までに、成績評価資料のレビュー結果に基づいて改善策を検討している。しかし、一部の授業科目において、中間試験、期末試験と追試験の間で同一の問題が出題されており、また、課題に対し履修者の全員に同一の評価がなされており、適切な評価が行われていない。成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会が、教務規則に定められている。

**【改善を要する点】**

- 一部の学修単位科目において、授業時間外の学修についての評価が適切に行われていない。(観点5-6-①)
- 一部の授業科目において、中間試験、期末試験と追試験の間で同一の問題が出題されている。(観点5-6-③)
- 一部の授業科目において、課題に対し履修者の全員に同一の評価がなされており、適切な評価が行われていない。(観点5-6-③)

**基準5-7**

**【評価結果】** 基準5-7を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

卒業認定基準が、DPに従って学則及び教務規則に定められ、設置基準が定める要件と整合しており、履修の手引及び当校ウェブサイトにより学生に周知されている。

卒業認定基準に基づき、卒業認定会議において卒業認定が行われている。

**基準5-8**

**【評価結果】** 基準5-8を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

DPに沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制が整備されている。

卒業時の学生については、令和6年3月に卒業した学生に対してアンケートが行われ、その結果に基づき、教務委員会において当校の目的及びDPに基づいた学習成果の評価・把握が行われている。

卒業後一定期間の就業経験等を経た卒業生については、令和5年度に卒業生アンケートが行われ、その結果に基づき、教務委員会において当校の目的及びDPに基づいた学習成果の評価・把握が行われている。

就職先については、令和5年に教育点検アンケートが行われ、その結果に基づき、教務委員会において当校の目的及びDPに基づいた学習成果の評価・把握が行われている。

**基準5-9**

**【評価結果】** 基準5-9を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

A Pは、「入学者選抜の基本方針」、「求める学生像(受け入れる学生に求める学習成果を含む。)」を含み、学校及び学科の目的、D P、C Pを踏まえ、明確に定められている。

**基準5-10**

**【評価結果】** 基準5-10 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

A Pの「入学者選抜の基本方針」に沿った適切な入学者選抜方法が定められている。

推薦選抜においては、推薦書、調査書並びに一般面接、適性面接及び作文を総合して、学力選抜においては、学力検査の成績及び調査書を総合して、帰国生徒特別選抜においては、学力検査の成績、面接及び調査書を総合して、編入学生選抜においては、学力検査並びに面接及び調査書等の結果を総合して可否が判定されている。

また、入学者選抜方法に基づき、適切な体制の下、学生の受入れが公正に実施されている。

A Pに沿った学生の受入れが行われていることを検証する体制が教育改善 I R室規則に基づき整備され、検証結果を基に改善する体制が入学試験委員会規則に基づき整備されている。

**基準5-11**

**【評価結果】** 基準5-11 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として入学試験委員会が整備されている。

当校における令和3年度から令和7年度の5年間の入学定員に対する実入学者数は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。

領域6 専攻科課程の教育活動の状況
<p>基準</p> <p>6-1 DPが具体的かつ明確であること。</p> <p>6-2 CPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること。</p> <p>6-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること。</p> <p>6-4 DP及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること。</p> <p>6-5 適切な履修指導、支援が行われていること。</p> <p>6-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること。</p> <p>6-7 学校の目的及びDPに基づき、公正な修了判定が実施されていること。</p> <p>6-8 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること。</p> <p>6-9 APが具体的かつ明確であること。</p> <p>6-10 学生の受入れが適切に実施されていること。</p> <p>6-11 実入学者数が適切な数となっていること。</p>

#### 基準6-1

【評価結果】基準6-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

DPは、専攻科課程全体及び各専攻の目的と整合性を有しているとともに、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、養成しようとする人材像が含まれており、学校の目的を踏まえ、具体的かつ明確に定められている。

#### 基準6-2

【評価結果】基準6-2を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

CPは、「どのような教育課程を編成するか」、「どのような教育内容・方法を実施するか」、「学習成果をどのように評価するか」が含まれており、明確かつ具体的に示されている。

また、CPはDPと整合性を有している。

#### 基準6-3

【評価結果】基準6-3を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、CPを踏まえ、適切な授業科目が体系的に配置されていること、教育課程が準学士課程の教育との連携及び準学士課程の教育からの発展等を考慮したものとなっていることが確認されている。

**基準6-4**

【評価結果】基準6-4を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

1年間の授業を行う期間は、定期試験の期間を含め35週が確保されている。

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、CPに照らしてバランスのとれた授業形態が採用されていること、教育内容に応じた学習指導上の工夫が行われていること、適切にシラバスが作成されていること、CPに基づき、教養教育や研究指導が適切に行われていることが確認されている。

**基準6-5**

【評価結果】基準6-5を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

教育課程の編成及び授業科目の内容について、インターンシップによる単位認定、資格取得に関する教育、他の高等教育機関との単位互換の取組が行われている。

なお、他の高等教育機関との単位互換制度については、専攻科の他大学等における修得単位認定に関する規則に定められ、法令に従い取り扱われている。

履修指導のガイダンスが、専攻科生、障害のある学生に対して、実施されている。

学生の自主的学習を支援するため、担任・指導教員、オフィスアワー、資格試験・検定試験等の支援体制、外国への留学に関する支援体制が整備されている。

学習支援に関して学生のニーズを把握するため、担任・指導教員による意見聴取、意見投書箱の設置が行われている。

学生が海外で学習する機会を提供する体制として国際交流室が設置されている。

**基準6-6**

【評価結果】基準6-6を満たしていない。

**【評価結果の根拠・理由】**

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、成績評価や単位認定に関する基準が、CPに基づき組織として策定され、各授業科目の成績評価等が適切に行われていることが確認されている。

成績評価や単位認定に関する基準が、専攻科履修要覧により学生に周知されている。

また、追試験及び当機構が定義する再試験の成績評価方法として、専攻科の授業科目の履修等に関する規程が定められている。

成績評価や単位認定の客観性・厳格性を担保するため、学校として、成績評価の妥当性の事後チェック（シラバスどおりに成績評価が行われていることの確認）、答案の返却、模範解答や採点基準の提示、同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック、試験問題のレベルが適切であることのチェックが行われている。なお、自己評価書提出時点では、成績評価資料のピアレビュー結果に基づいて改善策を検討していなかったが、令和7年11月までに、成績評価資料のレビュー結果に基づいて改善策を検討している。

しかし、一部の授業科目において、成績評価の資料（模範解答）が適切に保管されていない。  
成績評価結果に関する学生からの意見申立ての機会が、専攻科の授業科目の履修等に関する規程に定められている。

**【改善を要する点】**

- 一部の授業科目において、成績評価の資料（模範解答）が適切に保管されていない。（観点6-6-③）

**基準6-7**

**【評価結果】** 基準6-7を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、修了認定基準を、DPに従って組織として策定している。

修了認定基準が、専攻科履修要覧及び当校ウェブサイトにより学生に周知されている。

修了認定基準に基づき、修了認定会議において修了認定が行われている。

**基準6-8**

**【評価結果】** 基準6-8を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

DPに沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制が整備されている。

修了時の学生については、令和6年3月に修了した学生に対してアンケートが行われ、その結果に基づき、専攻科委員会において当校の目的及びDPに基づいた学習成果の評価・把握が行われている。

修了後一定期間の就業経験等を経た修了生については、令和5年度に修了生アンケートが行われ、その結果に基づき、専攻科委員会において当校の目的及びDPに基づいた学習成果の評価・把握が行われている。

修了生の就職先については、令和5年に教育点検アンケートが行われ、その結果に基づき、専攻科委員会において当校の目的及びDPに基づいた学習成果の評価・把握が行われている。

**基準6-9**

**【評価結果】** 基準6-9を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

APは、「入学者選抜の基本方針」、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を含み、学校及び専攻科目的、DP、CPを踏まえ、明確に定められている。

**基準6-10**

**【評価結果】** 基準6-10を満たしていない。

【評価結果の根拠・理由】

A Pの「入学者選抜の基本方針」に沿った適切な入学者選抜方法が定められている。

推薦選抜においては、卒業研究計画書に基づく面接、願書・推薦書・成績証明書等を参考にした面接及び出願書類を総合して、学力選抜においては、数学、英語及び専門科目の得点、面接並びに出願書類を総合して、社会人特別選抜においては、面接及び出願書類を総合して合否が判定されている。

学力検査において、専門科目の学力試験を口頭試問で行っている。しかし、口頭試問に当たって試験問題、模範解答及び判定基準を整備しているが、受験者の解答を記録・保存する取組が必要である。

入学者選抜方法に基づき、適切な体制の下、学生の受入れが実施されている。

A Pに沿った学生の受入れが行われていることを検証及びその結果を基に改善する体制が、入学試験委員会規則に基づき整備されている。

また、実際に入学した学生が、A Pに沿っているかどうかの検証の結果が入学者選抜の改善に役立てられている。

【改善を要する点】

- 学力検査による選抜において、専門科目の学力試験を口頭試問で行っているが、受験者の解答が記録・保存されていないため、学生の受入れが適切に実施されていることが確認できない。(観点6-10-①)

基準6-11

【評価結果】 基準6-11 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として入学試験委員会が整備されている。

当校における令和3年度から令和7年度の5年間の専攻科課程全体の入学定員に対する実入学者数の比率の平均から、当校では1.55倍となっており、入学者数が入学定員を大幅に超える状況になっているものの、実入学者数の改善を図るため、令和4年度入試から推薦選抜における同一校からの推薦上限人数を4人に制限する取組が行われている。

過去3年間の入学生数に占める標準修業年限で修了して学位を取得した学生数の比率は、ほぼ100%となっており、十分な学修成果が得られている。